

第 3 0 期 決 算 公 告

〔 自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日 〕

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書

2023 年 6 月 30 日

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

GMO あおぞらネット銀行株式会社

代表取締役社長 山根 武

第30期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	174,319	預 金	413,483
預 け 金	174,319	普 通 預 金	396,651
金 銭 の 信 託	853	定 期 預 金	10,954
有 価 証 券	30,998	そ の 他 の 預 金	5,877
地 方 債	24,649	そ の 他 負 債	14,467
社 債	6,344	未 決 済 為 替 借	4,704
株 式	5	未 払 法 人 税 等	72
貸 出 金	191,055	未 払 費 用	513
証 書 貸 付	188,901	前 受 収 益	135
当 座 貸 越	2,153	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	955
そ の 他 資 産	38,141	資 産 除 去 債 務	88
未 決 済 為 替 貸	3,736	仮 受 金	7,859
前 払 費 用	752	そ の 他 の 負 債	137
未 収 収 益	260	賞 与 引 当 金	222
金 融 派 生 商 品	147	退 職 給 付 引 当 金	387
金 融 商 品 差 入 担 保 金	70	オフバランス取引信用リスク引当金	19
内国為替制度担保差入金	32,500	繰 延 税 金 負 債	22
そ の 他 の 資 産	674	負 債 の 部 合 計	428,603
有 形 固 定 資 産	438	（ 純 資 産 の 部 ）	
建 物	189	資 本 金	21,629
その他の有形固定資産	248	利 益 剰 余 金	△ 6,114
無 形 固 定 資 産	8,383	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 6,114
ソ フ ト ウ ェ ア	7,805	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 6,114
ソフトウェア仮勘定	577	株 主 資 本 合 計	15,515
その他の無形固定資産	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 38
貸 倒 引 当 金	△ 109	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 38
		純 資 産 の 部 合 計	15,476
資 産 の 部 合 計	444,080	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	444,080

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第30期

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,724
資 金 運 用 収 益	102
貸 出 金 利 息	200
有 価 証 券 利 息 配 当 金	△ 10
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△ 37
預 け 金 利 息	△ 50
役 務 取 引 等 収 益	3,994
受 入 為 替 手 数 料	1,881
そ の 他 の 役 務 収 益	2,112
そ の 他 業 務 収 益	600
外 国 為 替 売 買 益	428
そ の 他 の 業 務 収 益	172
そ の 他 経 常 収 益	26
そ の 他 の 経 常 収 益	26
経 常 費 用	8,823
資 金 調 達 費 用	121
預 金 利 息	121
役 務 取 引 等 費 用	1,307
支 払 為 替 手 数 料	641
そ の 他 の 役 務 費 用	665
そ の 他 業 務 費 用	0
国 債 等 債 券 売 却 損	0
営 業 経 費	7,161
そ の 他 経 常 費 用	231
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	87
オ フ バ ラ ン ス 取 引 信 用 リ ス ク 引 当 金 繰 入 額	18
金 銭 の 信 託 運 用 損	0
そ の 他 の 経 常 費 用	125
経 常 損 失	4,098
税 引 前 当 期 純 損 失	4,098
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4
法 人 税 等 調 整 額	0
法 人 税 等 合 計	4
当 期 純 損 失	4,103

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～22年
その他の有形固定資産	3年～15年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5～10年）に基づいて償却しております。
4. 繰延資産の処理方法
株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。
上記以外の債権については、業況が良好で財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に係る債権及び業況が低調ないし不安定又は財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権に分類し、正常先に係る債権については今後1年間の予想損失額を、要注意先に係る債権については今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、格付機関等による外部データのデフォルト率等に基づき損失率を求め、これに将来見込みを勘案して加減算する等必要な調整を加えて算定することとしておりますが、当事業年度において調整は加えておりません。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、受入出向者以外の従業員への賞与の支払いに備えるため、受入出向者以外の従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、受入出向者以外の従業員の退職給付に備えるため、受入出向者以外の従業員の当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。
 - (4) オフバランス取引信用リスク引当金
オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約の融資未実行額等に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益のうち、主として、為替関連業務にかかるサービスや決済関連業務にかかるサービスにおける手数料収入については、サービスの提供完了時点において履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。取引の対価は、概ね取引発生時または履行義務を充足した月の当月中に受領しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

有形固定資産	438百万円
無形固定資産	8,383百万円
合計額	8,821百万円
減損損失額	-百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

・資産のグルーピング

全社を一つの資産グループとしております。

・減損の兆候

営業活動から生じる損益が継続してマイナス、かつ、経常利益等がインターネット銀行事業開始時に策定した利益計画を大幅に下回って推移していることから、当社の固定資産には減損の兆候があります。

・減損損失の認識

割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額合計を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額合計を上回っているため、減損損失を認識する状況にないものと判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、固定資産の大部分を占めるソフトウェアの経済的残存使用年数が約6年であることから見積期間を6年間とし、2023年3月開催の取締役会において承認された2023年度から2025年度までの3ヶ年の中期経営計画を基礎として見積もっております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額については、「為替」「デビットカード」「ローン」等の商品ごとに見積もっており、法人口座数、為替取引件数、デビットカード取引利用額、ローン契約数を主要な仮定としております。これらの各項目について、直近事業年度における主要な仮定の実績推移等を考慮した上で、今後の増加を加味して見積もっております。なお、2026年度以降については、中期経営計画期間中の成長率が逡減すると想定しております。また、新型コロナウイルス感染症については、2023年3月末時点において、経済・企業活動への影響は縮小傾向にあるため、当社の今後の事業活動への影響は軽微であるものとして、固定資産の減損会計における会計上の見積りを行っております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

経済環境の変化等により、主要な仮定に見直しが必要になった場合、翌事業年度に係る計算書類において固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金及び「その他資産」中の未収利息並びに仮払金であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4 百万円
危険債権額	48 百万円
要管理債権	- 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	- 百万円
小計額	52 百万円
正常債権額	191,206 百万円
合計額	191,258 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

2. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号2014年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、13,112百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

貸出金 180,692 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 - 百万円

為替決済、先物取引等の担保として、内国為替制度担保差入金 32,500 百万円、金融商品差入担保金 70 百万円及びその他の資産に含まれる外為証拠金取引預託金等 3 百万円を差し入れております。また、その他の資産には敷金等 146 百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 3,584 百万円であり、全額が原契約期間 1 年以内のものであります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 795 百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 関係会社に対する金銭債権総額 968 百万円

7. 関係会社に対する金銭債務総額 5,690 百万円

8. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとしております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありません。

9. 単体自己資本比率（国内基準） 33.81%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	0 百万円
役務取引等に係る収益総額	1 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	98 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	29 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	357 百万円
関係会社とのその他の取引（資産の譲渡等）	15,786 百万円

2. 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	株式会社 あおぞら銀行	被所有 直接 85.12%	増資の引受先	増資の引受	7,923	-	-
			ローン・ パーティシペーション の 参加者	ローン・ パーティシペーション による債権譲渡 (*1)	15,321	-	-
				ローン・ パーティシペーション 譲渡益の受取 (*1)	96	-	-
			カード事業に 係るスタンドバイ 信用状の発行	スタンドバイ信用状 による被保証 (* 2)	6,372	-	-
	手数料の支払 (* 2)	12	前払費用	6			
その他 の関係 会社	GMO インターネット グループ 株式会社	被所有 直接 7.43%	増資の引受先	増資の引受	378	-	-
			カード事業に 係るスタンドバイ 信用状の発行に 関する債務保証	スタンドバイ信用状 発行に関する保 証委託 (*3)	1,593	-	-
	保証料の支払 (* 3)	6		前払費用	3		

(*1) ローン・パーティシペーションによる債権譲渡にあたっては、類似商品の利回り等を参照の上、譲渡価額を決定しております。

(*2) スタンドバイ信用状の料率については、株式会社あおぞら銀行における類似取引の水準等を参考に決定しております。なお、当該信用状については、GMO インターネットグループ株式会社及びGMO フィナンシャルホールディングス株式会社に、株式会社あおぞら銀行に対する各々1,593 百万円の保証委託を行っております。

(*3) 保証料率については、株式会社あおぞら銀行とのスタンドバイ信用状の料率を参照の上、決定しております。

- (2) 子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。
- (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
その他 の関係 会社の 子会社	GMOフィナンシャル ホールディングス 株式会社	被所有 直接 7.43%	増資の引受先	増資の引受	378	-	-
			カード事業に 係るスタンドバイ信 用状の発行に関 する債務保証	スタンドバイ信用状 発行に関する保 証委託 (*4)	1,593	-	-
				保証料の支払 (* 4)	6	前払費用	3

(*4) 保証料率については、株式会社あおぞら銀行とのスタンドバイ信用状の料率を参照の上、決定しております。

- (4) 役員及び個人主要株主等
記載すべき重要なものではありません。

3. 「その他の経常費用」には第三者割当増資による新株の発行にかかる費用 36 百万円及び固定資産除却損 4 百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社はインターネット専業銀行として、非対面を中心とする普通預金・定期預金・カードビジネス、提携ローン等の商品・サービスを提供するとともに、流動性を十分確保したうえで、日本国政府向け貸出、地方公共団体を発行体とする有価証券または金融機関向けの預け金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として貸出金および有価証券であります。

貸出金は、主として個人向け提携ローン、中小企業者に対する貸出金及び余剰資金運用を目的とする日本国政府向け貸出等であります。これらは、それぞれ債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスク、また金利の変動リスクに晒されております。

有価証券は、主として日本国債、地方債、社債等の債券であり、これらは、それぞれ発行体の契約不履行によってもたらされる信用リスクまた金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

当社の金融負債は、主として預金であり、普通預金、定期預金及びその他の預金から成り立っております。これらの負債も金利の変動リスクに晒されております。

なお、顧客から受け入れた外貨預金のカバー取引として行っている為替予約取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、当社の信用リスクに関する社規に従い、与信管理に関する体制を整備し運営しております。毎事業年度の「リスク管理方針」において、信用リスクについてのリスク資本ベースのリスク限度額等の設定や個別先の与信限度額を設定しております。統合リスク管理グループリスク管理チームは、リスク量がリスク限度額を超過することがないか等のモニタリングを行い、その結果等を、リスク管理委員会、経営執行会議、取締役会に定期的に報告しております。

② 市場リスクの管理

当社では、毎事業年度の「リスク管理方針」において市場リスクについてのリスク限度額等を設定し、統合リスク管理グループリスク管理チームは、日次で市場リスクの評価をし、リスク量がリスク限度額を超過することがないか等のモニタリングを行い、その結果等を、リスク管理委員会、経営執行会議、取締役会に定期的に報告しております。

なお、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク、為替の変動リスクについては、統合リスク管理グループリスク管理チームが、日次で市場リスクの評価を行っております。

③ 流動性リスクの管理

当社では、毎事業年度の「流動性リスク管理方針」において流動性リスクについてのリスク限度額設定し、また、運用額のうち一定割合以上の適格流動資産を維持することに努めております。ファイナンスグループALM・流動性管理チームは、日次で流動性リスクの評価をし、リスク限度額を超過することがないか等のモニタリングを行い、その結果等を、リスク管理委員会、経営執行会議、取締役会に定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注1）参照。また、現金預け金並びに内国為替制度担保差入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	853	853	-
(2) 有価証券 その他有価証券	30,993	30,993	-
(3) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	191,055 △109		
	190,945	191,106	160
資産計	222,793	222,954	160
(1) 預金	413,483	413,484	0
負債計	413,483	413,484	0
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	147	147	-
デリバティブ取引計	147	147	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	5
合 計	5

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	174,319	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	9,822	10,406	10,765	-	-	-
貸出金 (*1)	184,553	2,651	2,015	1,101	688	-
合 計	368,695	13,057	12,781	1,101	688	-

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない43百万円は含めておりません。期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
	預金(*1)	412,572	870	7	17	16
合計	412,572	870	7	17	16	-

(*1) 預金のうち要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	-	24,649	-	24,649
社債	-	6,344	-	6,344
デリバティブ取引				
通貨関連	-	147	-	147
資産計	-	31,141	-	31,141

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	853	-	853
貸出金	-	-	191,106	191,106
資産計	-	853	191,106	191,960
預金	-	413,484	-	413,484
負債計	-	413,484	-	413,484

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

信託財産は主として現金預け金で構成されており、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。なお、金銭の信託は全て運用目的であり、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

主に地方債、社債がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに将来キャッシュ・フローの現在価値技法を用いて時価を算出しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、当初約定期間が短期間（1年程度以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額又は見積将来キャッシュ・フローの現在価値等を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。為替予約取引等がこれに含まれます。

負債

預金

要求払預金については、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	債券			
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	債券			
	地方債	24,649	24,678	△29
	社債	6,344	6,353	△8
	小計	30,993	31,032	△38
合 計		30,993	31,032	△38

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券			
社債	100	-	0
合計	100	-	0

3. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度における減損処理額はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先、正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	853	-

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注1)	6,779 百万円
退職給付引当金	118
未払賞与	97
繰延消費税	59
その他の引当金	35
資産除去債務	27
未払事業税	20
その他	48
繰延税金資産小計	7,187
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	△ 6,779
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 407
評価性引当額小計	△ 7,187
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
資産除去債務費用	△ 22
その他有価証券評価差額金	-
繰延税金負債合計	△ 22
繰延税金負債の純額	△ 22 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金 (*1)	0	-	87	324	2,734	3,632	6,779
評価性引当額	0	-	87	324	2,734	3,632	6,779
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当会計年度
経常収益	4,724
うち役務取引等収益	3,994
為替業務	1,881
その他受入手数料	2,112
うち決済業務関連受入手数料	1,821

(注) 役務取引等収益における為替業務関連収益及びその他受入手数料に含まれる決済業務関連収益は、主に法人顧客との取引から発生しております。なお、上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の(7)収益及び費用の計上基準に記載しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 18,213円56銭

1株当たりの当期純損失金額 6,122円49銭

なお、当社が発行しているA種種類株式及びB種種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産ならびに純損失の算定に際して、それらの発行済株式数を普通株式のそれに含めて計算しております。